

# J A P A N国際教育学院

## 学 院 規 則

### 学院の目指す学生像

はっきりとした将来の目標を持ち、それに向かって自身の学習・健康・生活をコントロールでき、学院の職員・学生・地域・の方々の個性を尊重し、適切なコミュニケーションをとることが出来る学生が学院の目指す学生像である。

### 第一条 入学時

入学日とは授業の開始日であり入学式が入学日ではない、入国が遅れた場合は入国の翌日からとする。

1. 入国後14日以内に居住地の市役所で外国人登録の申請を行わなければならない。
2. 卒業までの滞在費用の支弁を証明する支弁者からの送金及び貯金に使用する、銀行口座を開設しなければならない。
3. 入国が遅れ授業日数が不足するような場合は補習授業を行う。

### 第二条 授業及び学習態度

1. 授業開始はAM9：00及びPM13：20とし、授業開始時間の前には学生は必ず机につかなければならない。
2. 教師の指示は学力向上と全体の調和を保つために行うものであり、速やかにその指示に従わなければならない。自分勝手な行動は慎むこと。
3. 授業中に居眠り、雑談、母国語の使用は禁止する。
4. 教室での喫煙、飲食は禁止する。
5. 授業中は必ず携帯電話の電源を切らなければならない、授業中は机の上に置くことも禁止する。

### 第三条 欠席・遅刻・公欠

1. やむを得ず授業を欠席する場合は、授業の開始前までに学院へ連絡し、後日クラス担任に「欠席届」を提出しなければならない。
2. 病気・けがなどで長期欠席する場合（一週間以上）は病院発行の診断書を欠席届に付けて提出しなければならない。

3. 突発的な事故に遭遇してしまった場合は、必ず学院に連絡を入れるか入れてもらうかし、職員の指示に従わなくてはならない。
4. 無断欠席をした場合、担任にその旨理由書を提出し、教務主任、担任等の指導を受けなければならない。理由が無く授業を7日以上連続して無断欠席した場合、学習意欲が本人に無いと見なしそれ相当の処分をする。
5. 次の場合は公欠扱いとする。
  - a) 忌引き：母国から理由書とそれを証明する資料を必要とする。  
(一週間・三親等までの親族の葬儀)
  - b) 受験：受験日とその日の前後一日ずつとする。(受験票を提出する)
  - c) 学級閉鎖にまでなりうるウイルス性で感染性の高い病気に罹った場合も含む。
6. 遅刻した場合は、必ず遅刻届を担任に提出しなければならない。
7. 学院が提出を求めた場合は、欠席・遅刻の公的証明書を提出しなければならない。

#### 第四条 出席率

1. 病気・けがなどの理由で出席できない場合以外は必ず出席をして、出席率90%以上を保つようにする。(奨学金の受給や指定校推薦などには出席率90%以上が必要である。また、80%を下回ると入国管理局でおこなう留学の在留許可(ビザ)の更新、変更で不許可になったり、在留期間が短縮されたりする事がある。
2. 学院からの指導の結果本人に改善が望めない場合、退学処分もありうる。

#### 第五条 資格外活動 (アルバイト)

1. アルバイトをする際は必ず入国管理局が発行した資格外活動許可書を携帯する事が望ましい無許可での活動は違反になり強制国外退去処分及び罰金対象者となる事があり在留期間更新等の審査においても不利益に評価される事がある。
2. 就学生のアルバイトは一日4時間、週に28時間まで認められている。(変更の有った場合は速やかに告知する。)
3. 風俗営業許可店でのアルバイトは認めない。この種のアルバイトをした者は強制国外退去処分の対象になる。
4. 出席率90%未満、学業状況の悪い学生のアルバイトに関しては認めないことがある。
5. 資格外活動許可証の期限は在留期限と同じであり期限が切れたときは、再申請しなければならない。
6. 学院は、学生に対しアルバイトの紹介または各種保証を原則としてしないものとする。

## 第六条 資格外活動許可書申請の条件

1. 入学後3ヶ月以上が経過していること。
2. 出席率90%以上であること。
3. 資格外活動許可申請の手続きを日本語でやり取り出来ること。

## 第七条 出入国管理法及び指導条項

1. 風俗営業許可店ではアルバイトはしない。
2. 資格外活動許可書を受けずにアルバイトしない。
3. 入国管理局の指導に従った出席率を目標にする。(95%が望ましい)
4. 日本国憲法に定める諸事項を厳守する。

## 第八条 校内秩序・施設美化

1. 清潔な学習環境の維持に努める。
2. 自転車、バイクは決められた場所に駐車する、バイク通学を希望する学生は事前に申請をしなければならない。
3. 学院施設に貸し出し用に保管されている全ての物は使用后必ず元の場所にもどさなければならない。
4. 年齢が20歳以上の喫煙をする学生は喫煙指定場所以外での喫煙はしてはいけない。
5. 学院が許可している以外の場所での飲食はしてはならない。
6. 空き缶、弁当の包み、ゴミ等は決められた場所に捨てなければならない。
7. 校内は決められた場所で室内用の履物に履替えそれで外に出てはいけない。
8. 学院の周辺住民に迷惑を及ぼす様な行為はしない、学院の名誉を汚さない様になければいけない。

## 第九条 事務手続き

事務手続きについては掲示板を使って知らせるので、毎日、掲示板を見ること。掲示板で呼び出された学生は速やかに連絡すること。

## 書類の発行（在学証明書・修了見込み証明書及び修了証明書・成績証明書）

1. 書類発行の申し込みは毎日行うが、発行は翌週の火曜日のみとする。
2. 事務局で所定の用紙に必要事項を書き込み、1通につき200円（卒業生は400円）を支払う。その際、「書類発行引換券」をもらい保管する。

3. 翌週の火曜日に事務局で「書類発行引換券」と引き換えに書類を受け取る。  
\* ビザの更新・変更に関する書類の発行は無料とする。

#### 第十条 保険（国民健康保険加入）

1. 学生は全員「国民健康保険」に加入しなければならない。加入している学生は医療機関でかかった診察料・薬代の30%を支払えばよい。また、前年の日本での収入が、33万以下の者は申請すれば保険料の70%の減免処置を受けることが出来る。但し、健康診断・予防接種などは適用外となるので注意すること。
2. 利用・加入手続きの流れは次の通りになる。
  - ①市役所で外国人登録を行う際に、国民健康保険の加入手続きを行う。
  - ②市役所から国民健康保険証が発行されるので各自大切に保管する。
  - ③医療機関を受診する時に国民健康保険証を提示する。提示が無い場合は医療費が100%の自己負担になる。
  - ④国民健康保険証は個人を証明する者であり、犯罪に使われる可能性があるので、コピーしたものも含めて決して他人に貸さない。

#### 第十一条 外国人登録証・パスポート

1. 住居地決定後14日以内に市役所で登録を行わなくてはならない。
2. 登録2週間後に外国人登録証が交付される。
3. 外国人登録証は常に携帯し警察等に提示を求められた時は速やかに提示する。
4. 外国人登録証の内容に変更があった場合は、まず学院に届け、速やかに市役所で内容変更の手続きを行う。
5. 外国人登録証は決して他人には貸したりしない。
6. 紛失した場合はすぐ学院事務局に届け市役所にて再発行の手続きをする。
7. パスポートは個人が責任を持って大切に保管し、持ち歩かない。
8. パスポート及び外国人登録証のコピーを学院で保管する。

#### 第十二条 学生生活・学生証

1. 日本語学習に最善の努力をすると共に、異国で生活する者として自身の健康・規則正しい生活に気をつけること。
2. 学生として校則を守り、就学の目的を滞りなく遂行するべく学生生活を送ること。
3. 出身地・性別・学歴・学力などに関わらず学院の職員・学生・地域の方々の個性を尊重し、よりよい人間関係を築くために努力すること。

4. 当学院生であり直方市民であるという自覚を持つこと。
5. 入国管理局の出入国管理法をはじめとする日本の法律を守ること。
6. 学生証は J A P A N 国際教育学院の学生であることを証明するものであり学生は常に携帯する。
7. 学生証は卒業時に事務局に返還する。
8. 自身の学生証が悪用されないように決して他人に貸したりしない。

### 第十三条 再入国許可

1. 一時帰国するときは事前に学院事務局で再入国許可証発行の申請を行うこと。
2. 学生は次の書類等を事務局に提出すること。
  - ①パスポート
  - ②外国人登録証
  - ③学生証
  - ④再入国許可申請書（事務局で配布）
  - ⑤費用 3, 0 0 0 円
  - ⑥渡航先・目的により旅行を証明する書類、旅行代理店との予定契約書。
3. 授業期間中の一時帰国は原則として認めない。
4. 長期休暇中の再入国許可証の発行は最終授業日かその前日に行う。
5. 再入国の予定日が変更となる場合は本国より必ず学院に連絡する。
6. 授業期間中であっても三親等以内の親類の見舞い・葬儀などの場合は一週間を限度として認める。その際、本国の両親からの理由書を FAX 或いはメールで直接学院に送ってもらう。また、代理申請はしないで、学院発行の必要書類を持って入国管理局へ行き、自分で申請する。（即日発行される。）

### 第十四条 学費等の納入

1. 学費等の納入は原則年 1 回である。分割払いはできない。
2. ビザの更新・変更の手続きは学費が納入されていなければ行わない。
3. 一旦納入された学費は返金しないが下記の場合はその限りではない。
  - ①コース途中で進学が決まった場合
  - ②コース途中で自主退学して帰国した場合  
(授業料のみを在籍の日数で計算して返金する。その他の学費等は返金しない。)

## 第十五条 除籍処分

1. 学生として不適切と判断された行為を行った場合、下記の項目は除籍処分とする

- ①無届けによる欠席が一ヶ月以上続いた生徒
- ②総出席率が60%を下回った生徒
- ③授業担当者より著しく学習態度が悪いと判断された学生
- ④学院や学生に迷惑を及ぼす行為をした学生
- ⑤学院の校則に反する行為をした学生
- ⑥出入国管理法をはじめ日本の法律・条例に反した行為をした学生
- ⑦不法滞在をする可能性が高いと学院が判断した学生

## 第十六条 在留資格の期間更新・資格の変更（ビザ）

- 1. 在留資格（ビザ）の期間更新・資格変更が速やかに行われるように日々の生活態度に気をつけること。
- 2. 期間更新及び資格変更の手続き等の説明は別紙の資料を参照のこと。

## 第十七条 外泊許可申請

- 1. 寮生活及び寮外生活に関わらず学生が外泊をする時は、その理由を提出して一週間以上前に事務局担当者からの許可をもらわないといけない。  
(もし許可無く外泊をした生徒に対しては、厳しい処分をする)